

平成三十一年二月二十二日受領
答 弁 第 四 〇 号

内閣衆質一九八第四〇号

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員源馬謙太郎君提出内閣総理大臣の「森羅万象」という発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員源馬謙太郎君提出内閣総理大臣の「森羅万象」という発言に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣としての職務は、憲法、内閣法（昭和二十二年法律第五号）等の法律が定めており、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督すること等とされているところ、御指摘の安倍内閣総理大臣の発言については、内閣総理大臣の職務がこのように行政権の行使全般にわたることを比喩的に述べたものである。

二について

お尋ねの「森羅万象」については、例えば、広辞苑（第七版）によれば、「宇宙間に存在する数限りない一切のものと」等とされていると承知している。